

「投資話」や健康食品の「送り付け商法」にご注意を！

高齢者を狙った悪質商法が年々増加しています！

電話勧誘販売などによる投資話の「劇場型利殖商法」や、健康食品を強引に「注文を受けた」などと送り付けてくる「送り付け商法」が増えています。

様々な手口で勧誘してくる悪質業者から、大切な老後の蓄えをだまし取られないためにも、高齢者を狙った特有の消費者被害の実情を知り、未然防止に役立ててください。

こんなとき
どうするの？



劇場型勧誘による詐欺的な投資話

知らないA社から黄色い封筒が届いた。放置していたら、後日、B社から「黄色い封筒が届いていないか。その中の海外の鉱山の採掘権はこれからどんどん値段が上がる。わが社も買いたい。封筒が届いた人しか買えない。代わりに買ってくれば高値で買い取る」と電話があった。よく分からなかったが1口20万円の権利を5口申し込んだ。A社から権利の証書が届いたので、B社に買い取ってもらおうと電話をかけたが連絡が取れない。解約しようとA社に電話するとこちらも通じなくなっていた。だまされたのだろうか。



(対応法)

- A社とB社が連携していると思われ、劇場型の投資詐欺の手口です。
- 勧誘されても、うまい話は安易に信用せず、きっぱり断りましょう。
- 一度支払ってしまうと、お金を取り戻すのは極めて困難です。1人で判断せずに、支払う前に家族などに相談しましょう。

頼んでいないのに「買うの？」

見知らぬ業者から健康食品と書かれたゆうパックが届いた。

健康食品には興味がなく、注文した覚えがない。開封せず、送り主の業者に「注文していないので送り返します」と電話で伝えると、「それはサンプルなので送り返す必要はない」と言われた。

1ヶ月後、期日が過ぎても支払わないのであれば、裁判にすると代金5万9800円の請求を書面で通知してきた。



(対応法)

- 注文した覚えがない商品が届けられた場合は、宅配業者に「受取拒否」と伝えましょう。
- 突然、「注文を受けた商品を送るので、現金書留で支払って」と業者から電話があった場合、断りきれず商品が届いても、契約書面を受取った日から8日以内にクーリング・オフを書面で通知すれば契約を解除できます。



小学生の防犯ブザー 半数以上で異常が！！

～電池の点検と交換は定期的に行いましょう～

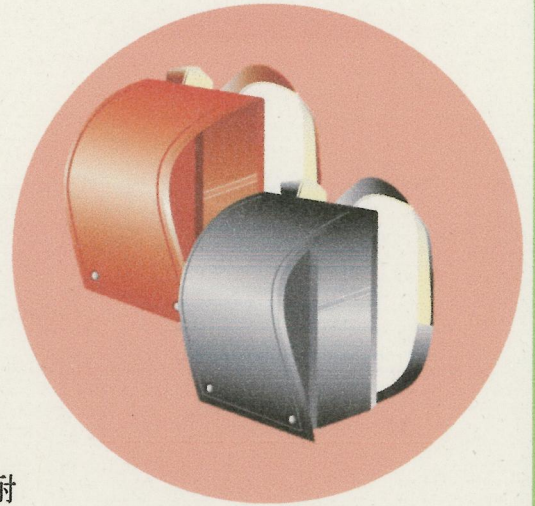


小学生の防犯ブザーは「何かあった時に、周りの人に気付いてほしい」「抑止力になる」「安心感につながる」など保護者はその効果を期待しています。

しかし、小学生が1年以上使っていた防犯ブザー139個を国民生活センターが調査した結果、27個は音がならない、32個は音量が基準より小さく、13個は異音や音割れがありました。これら何らかの異常があったものは74個と半数を超えており、そのうち3分の1に当たる25個は電池が切れていたことが原因でした。

他には、故障、乾電池からの液漏れなどが原因で、防犯ブザーが使えなくなるまでの平均使用期間は1年9か月でした。

国民生活センターでは、業界団体や事業者に、子供の使用に耐えるような衝撃に強い製品の開発などを要望しました。



【アドバイス】

☆1か月に1度は家庭で作動確認や電池の点検を行いましょ。

☆かばんの取り扱いや携帯時に強い衝撃を与えるなど乱暴な扱いをしないように教えましょ。

親が子どもに行かせたくなる。
小学生のための

冬休みこども消費生活講座

かしこい大人のなり方

12月26日(木) 14時～15時

会場：栗野コミュニティセンター

対象：小学生

定員：40人・先着順

参加費：無料

講師：SMBCコンシューマーファイナンス(株)

申込方法：12月3日(火)より

鎌ヶ谷市商工振興課

TEL 047-445-1141 (内線289)

栗野コミュニティセンター

TEL 047-441-7066

電話・窓口にて受付

主催 鎌ヶ谷市消費生活センター・栗野コミュニティセンター

